I. 東京労働者福祉協議会の要請事項

- 1. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災減災対策の強化
- (1) 被災者・避難者への生活支援

災害ボランティアセンターの役割が大きくなっていることに鑑み、設置・運営のために公的な支援を行うこと。また、新型コロナウイルス感染拡大対策を講じながら緊急的な復旧に取り組みつつ、被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制を強化すること。

(2) 平時における防災・減災の対策

頻発する自然災害に備え、以下の防災・減災対策を早急に進めること。

- ① 災害支援のための財源を確保し、平時から行政と社協および NPO 等の民間団体が 連携して、非常時に備える支援体制づくりを行うこと。
- ② 「避難勧告等に関するガイドライン」が実際の避難行動に結びつくよう、実際の避難訓練や通信手段の確保および情報提供の在り方など、情報発信に関する総合的な取り組みを強化すること。

2. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

- (1) 教育の機会均等 ~奨学金制度の拡充・改善~
 - ① 東京都は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善および国による 給付型奨学金制度の更なる拡充を働きかけること。
 - ② 東京都は国の奨学金制度を補う観点から、都独自に東京都立大学における給付型 奨学金制度を検討・実施すること。

(2) 子どもの虐待対策の強化

児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童相談所の区に対する設置支援や人員 配置支援を行うこと。

(3) フードバンク活動の促進

- ① フードバンクを食品ロスの削減のみならず、福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけること。生活困窮者支援に関わる行政や民間団体を通じたフードバンク食品の提供、パントリー設備の整備、食品ロスを通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。
- ② フードバンク団体の活動に必要な人件費の補助、事務所・倉庫・配送車両等のインフラ整備への助成に向けた支援策を拡充するための財源を確保すること。

(4) 多重債務対策等

- ① 多重債務者を減らすため多重債務者対策協議会における実態の検証・分析を強化し実効性を高めること。
- ② 東京都が委託した「特定複合観光施設に関する影響調査 平成31年3月」ではIR 整備による経済効果予測が不明である。経済効果と社会的悪影響や社会的コストを十分に検証し、多重債務の誘発が懸念されるカジノ誘致については消極的対応をとること。

(5) 住宅セーフティネットの拡充

住宅セーフティネット制度の周知を徹底し、「登録住宅」「専用住宅」を増やすこと。 同制度を機能させるために居住支援法人の指定を促進し、それらの活動を支援す ること。また都営住宅や住宅供給公社の活用を行うこと。

4. 消費者政策の充実強化

東京都消費者教育推進計画を踏まえ、高齢者を狙った特殊詐欺防止や 2022 年 4 月から成人年齢が 18 歳に引き下げられることに伴うトラブル予防に対応すること。 東京都教育庁および区市町村における消費者教育推進体制整備の支援や教員の研修強化など消費者行政予算を確保すること。

5. 安心の介護体制の整備

- ① 地域支援事業では利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業 の事業費上限を緩和して自治体独自の財源補填を可能とするなど、適正な事業単 価を設定し継続性のある事業を実施すること。
- ② 介護離職ゼロを実現する前提として、すべての介護従事者の介護報酬の引き上げを国に求めること。

6. オリンピック・パラリンピック政策

- ① 道路、鉄道交通のマネジメントについては昨年実施した首都高規制テストの知見を活かすとともに、新型コロナウイルス感染症対応に伴うテレワークの拡大や自動車通勤の増加などの現象を総合的に考慮した対策を行い、オリンピック・パラリンピック開催期間中のスムーズな移動確保を実現すること。
- ② 今年の8月の猛暑を想定し、アスリートやボランティアおよび観客の健康を損なわないよう可能な限りの対策をとること。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う要請

① 新型コロナウイルス患者受け入れ医療機関では、感染予防対策のための支出増や 他の疾患患者の受診抑制および新型コロナウイルス患者への優先的な病床提供等

- により経営悪化が予想される。今後に備えていくために医療機関を経営的に支え 医療体制を確保すること。
- ② 介護現場は「医療崩壊」を防ぎ、利用者の生活と命を支えているが、利用者人数の制限や利用調整により事業収入が減少していることから、感染予防と経営を維持できる財政措置を行うこと。
- ③ 医療従事者および介護職員が心身ともに充実して業務に携われるよう、手当の拡充、就寝・休憩場所の確保、中傷などによる精神的ケア等を行えるよう環境整備を行うこと。
- ④ 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、安易な雇止めが行われることがないよう企業等に周知徹底するとともに、東京都による自粛要請に基づく休業に対しては十分な所得補償を行うこと。また、離職を余儀なくされた労働者に対しては、早期の再就職が可能となるよう手厚い就労支援や雇用創出事業を、国や区市町村と連携して行うこと。
- ⑤ 国は新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイト等の収入の大幅な減少により「学びの継続」の危機を抱えている学生の支援策として「学生支援緊急給付金」を行っているが、東京都としても学生に対して何らかの独自の支援策を実施すること。

以上